

長浜市立西中学校 学校いじめ防止対策方針

I. 基本認識

1. いじめに対する基本認識

本校は、「いじめ防止対策推進法」及び国の基本方針に基づき、いじめは生徒の心身の健全な成長を妨げ、また人格を深く傷つける行為であり、いかなる理由があろうとも決して許されないという認識を全教職員、生徒、保護者、地域住民と共有します。

2. 本方針の目的

本方針は、いじめの未然防止、早期発見、及び事案発生時の迅速かつ適切な対応に関する本校の基本的な考え方と組織的な取り組みを定め、生徒の安心・安全な学校生活を保障し、人権が尊重される学校環境を構築することを目的とします。

II. いじめの定義と生徒を取り巻く環境

1. いじめの定義

本方針でいう「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとしします。

2. 生徒を取り巻く環境の変化への対応

スマートフォンやSNSの利用が広がる中で、生徒指導の重点として情報モラル教育を強化します。ネット上の安易な言動がいじめや人権侵害につながることを徹底して指導し、生徒の情報活用能力と判断力を育成します。

III. 未然防止のための取り組み（開発的指導）

いじめを生まない集団づくりと、生徒の社会的資質・能力を育むため、全教育活動を通じた予防的な指導を重視します。

指導項目	具体的な実践内容
人間関係能力の育成	授業や道徳科、学級活動において、対話や協働的な活動を重視する。他者の気持ちを理解し、お互いを尊重する共感性やコミュニケーション能力を育む。
居場所づくりと自己肯定感の育成	全教職員が全ての生徒に温かく関わり、生徒の個性と努力を認め、安心感と自己肯定感を育む。失敗を恐れずに挑戦できる学級・学校環境を構築する。
規範意識の醸成	生徒会活動や生徒指導を通じ、いじめを「卑劣な行為」として許さないという規範意識を育成する。生徒自らがいじめを傍観せずに問題解決に動く態度を育てる。

IV. 早期発見と体制の確立

1. 早期発見の重要性

教職員はいじめが隠れて行われやすいことを認識し、日常の何気ない変化や、生徒・保護者の些細な訴えをいじめのサインとして見逃さないよう、常にアンテナを高く持ちます。

2. 相談・通報窓口の周知徹底

- 校内窓口：学級担任、生徒指導部、養護教諭、教育相談担当（SC・SSWを含む）を校内相談窓口とし、全生徒・保護者に利用方法を周知する。
- 外部窓口：24時間子どもSOSダイヤル等の外部機関の活用についても周知する。

3. 定期的な実態把握

- 全ての生徒を対象に、年間を通じて定期的（年3回以上）にいじめの有無に関するアンケート調査を実施する。
- 調査結果は、生徒指導部を中心に速やかに分析し、指導体制に活かす。

V. 発生時の対応

いじめを認知した場合、学校は以下の手順で組織的に対応します。

1. 校内対策組織「いじめ防止対策委員会」の設置と機能

- 構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、校長が統括します。
- 機能：事実確認、指導方針の決定、関係機関との連携、再発防止策の立案と実行を一元的に担います。

2. 初期対応と事実確認

- いじめを認知した場合、直ちに管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を立ち上げます。
- 複数の教職員で、生徒の状況や訴えを慎重に聴き取り、客観的な事実確認を徹底します。
- 聴き取りの内容は、日時、場所、関わった生徒、指導した教職員を含め、全て正確に記録・保管します。

3. 被害生徒の保護・支援

- 被害生徒の心情と安全確保を最優先し、いじめが継続・拡大しないようにします。
- SCによる心のケア、必要に応じた別室での指導、登下校時の見守り等を実施します。

4. 加害生徒への指導と保護者との連携

- いじめの事実が確認された場合、人権侵害の重大性を認識させ、自らの行為の責任について指導を毅然と行います。
- 指導に当たっては、背景要因や発達段階を踏まえ、教育的配慮を失わないようにします。
- 双方の保護者に対し、事実と学校の指導方針を説明し、家庭での指導や協力を求めます。

5. 関係機関との連携

いじめ行為が悪質、または生徒の心身に重大な影響を及ぼしている場合、いじめ防止対策委員会の決定に基づき、速やかに警察、児童相談所等の関係機関に相談・情報提供し、専門的な支援を求めます。

VI. 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または生徒が長期にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめの重大事態」と判断し、以下の対応を行います。

- 1. **報告と体制構築**： 教育委員会に速やかに報告し、学校長は事実関係の調査を行う組織（校外の専門家を含む）を設置します。
- 2. **調査の実施**： 調査組織は、公平性・中立性を確保し、いじめの事実、背景、学校の対応等について徹底的に調査します。
- 3. **調査結果の公表**： 調査結果は、必要に応じて保護者や地域に公表し、今後のいじめ防止対策に活かします。

VII. 学校評価と改善

本方針に基づく取り組みと効果を、生徒指導部及び職員会議で定期的に評価・検証し、その結果を次年度の計画に反映させるPDCAサイクルを確立します。